

介護保険住宅改修に関する取扱いの手引き

1 介護保険制度における住宅改修費給付の基本的な考え方

- ・在宅介護を重視し、高齢者の自立を支援する視点から、福祉用具導入の際必要となる段差の解消や手すりの設置などの住宅改修を、介護給付の対象とすることとしている。
- ・一方で住宅改修は個人資産の形成につながる面があり、また、持ち家の居住者と改修の自由度の低い借家の居住者との受益の均衡を考慮すれば、保険給付の対象は小規模なものとならざるを得ない。
(第14回医療保険福祉審議会老人保健福祉部会事務局提出資料より抜粋)

介護保険による住宅改修は、在宅で自立した生活を送るための、必要最低限かつ個人の資産形成につながらない比較的小規模な工事を支給対象としています。

また、介護保険法施行規則第74条(第93条)に基づき、当該居宅要介護(要支援)被保険者の心身の状況、住宅の状況を勘案して、住宅改修が必要と認められる場合に限り支給します。

したがって、「**老朽化を原因とする改修**」「**新築・増改築(廊下の拡張に伴う手すりの取り付け等は除く)**」「**日常生活上必要と認められない導線(趣味嗜好・リハビリ目的)への改修**」は、**介護保険の給付対象外**となります。

また、申請時点での心身の状況等に基づいた改修のみが対象となり、「将来必要となるだろう」という予測に基づく工事は、必要性が判断できないため、支給対象とはなりません。

2 対象となる住宅改修の種類

住宅改修費の対象となる住宅改修の種類は、①手すりの取り付け ②段差の解消 ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え ⑥その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修(平成11年3月31日厚生省告示第95号「厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類」)です。

① 手すりの取り付け

- ・廊下、便所、浴室、玄関、玄関からの道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置するものが対象です。そのため、移動式手すり等の取付工事を伴わないものは対象外となります。
- ・原則、**片側設置のみ**を支給対象としていますが、被保険者の身体状況により、片側の手すりの取り付けだけでは住宅改修の目的を達成できない場合は、両側への手すりの取り付けについても住宅改修の対象としています。そのため、**両側への手すりの設置が必要な場合は、その理由を理由書に記入してください。**

給付対象となるもの	給付対象とならないもの
○居室内の手すり(居間、玄関、トイレ、浴室、階段等) ○敷地内の手すり(玄関ポーチ、門扉までの通路等) ○手すりの付替え、移設(身体状況に合っていない、現在の場所で使用しなくなり別の場所で再利用する場合)	×福祉用具貸与の対象となる手すり ×敷地外の手すり ×扉や壁に固定されていない家具への手すりの設置 ×手すりの機能外の付加部分(ペーパーホルダー付き手すりのペーパーホルダー部分、シャワーホルダー一体型手すりのシャワーホルダー部分等) ×転落防止の柵 ×居住スペース以外へ移動するための手すり(店舗、仏間等) ×既存手すりの老朽化・破損による取替

《事例》

Q1 庭の手入れや洗濯物を干すために屋外に手すりを取り付ける工事は、住宅改修の対象となるか。

A1 住宅改修は「日常生活上、必要なもの」を対象としています。庭の手入れは本人にとっては習慣かもしれませんが、それを行わなくても日常生活に支障は生じないため「日常生活上必要なもの」の範囲とは言えません。他にも畑や仏間へ行く、仕事をする、衣替え、防犯、換気、新聞を取りに行く、来客対応、荷物の受取等もこれにあてはまり**対象外**となります。洗濯物を干す行為は、「日常生活上、必要なもの」の範囲に含まれ、住宅改修の対象となります。

Q2 認知症状があり自宅内の様々な所を歩きまわってしまうため、歩きそうな部分に手すりを付けたいが可能か。

A2 認知症のためという理由のみであれば対象外となります。各箇所で利用する目的と必要な身体的理由が必要となりますので、理由書に記載して下さい。

Q3 手すりを取り付けるにあたり、扉が開かなくなるため扉を取り替えたい。住宅改修の対象となるか。

A3 手すりの取付けの付帯工事として認められているものは、補強レベルのものなので、扉の取替は対象外です。

Q4 手すり取付けの下地補強の際、張替えが必要になったクロスの費用は、住宅改修の対象となるか。

A4 手すりの取付けのために行った下地補強及び壁紙の張替えについては、必要最低限の部分が支給対象です。壁全体の張替えをする場合は面積按分して対象部分の費用を算出して下さい。

Q5 現在付いている手すりが握りにくくなり付け替えを希望する場合、住宅改修の対象となるか。

A5 介護の必要性が重くなり、現在付いている手すりでは高さや太さ、材質等が身体状況に合わなくなったというような理由がある場合は給付の対象となります。しかし、単に老朽化という理由では対象外です。また、手すりが邪魔になり撤去する工事のみも対象外です。

② 段差の解消

- ・居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための工事が対象です。具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されます。ただし、取付工事を伴わないスロープや屋内すのこは対象外です。また、昇降機、リフト、段差解消機等の動力により段差を解消する機器を設置する工事も除かれます。
- ・居室や廊下の床のかさ上げについては、敷居撤去やスロープの設置で対応できない場合または、敷居撤去等と比較して費用が低廉に抑えられる場合に限り、給付対象とします。そのため、**検討した内容を理由書(別紙でも可)に記載**してください。
- ・廊下の床のかさ上げ工事をする事で、玄関の段差が大きくなり、外出の妨げになることが考えられます。また、その他の場所にも段差が生じる等、自立の阻害となる場合もあるため、計画にあたっては十分に検討をお願いします。(居室や浴室等の床のかさ上げも同様です。)

給付対象となるもの	給付対象とならないもの
○敷居の撤去 ○スロープの設置工事 ○居室、廊下の段差をなくす工事 ○玄関上がり框等の段差に踏み台を固定設置する工事 ○浴室の床のかさ上げ ○浴槽の取替(またぎ高さ、浴槽深さ等) ○段差の段数を増やして段の高さを軽減する工事 ○玄関から敷地外までの通路の敷石による凸凹を平らにする工事	×福祉用具貸与・購入対象の「スロープ」又は購入対象の「浴室すのこ」を置くことによる床段差の解消 ×段差解消を伴わない階段の踏み面の拡張 ×踏み台、スロープを固定せず置くことによる段差解消 ×昇降機、リフト段差解消機等の動力により段差解消する機器設置工事、またそれらを設置する箇所のために床段差を解消する工事 ×掘りごたつや床下収納を塞ぐ工事 ×破損や老朽化による段差の修繕 ×必要性の整合性が取れない段差解消(同一動線上の複数の段差において、段差解消されない箇所が残る等) ×敷居撤去に伴う扉の交換(扉の長さの継ぎ足しは可)

《事例》

- Q1 上がり框の段差の緩和のため、式台を設置したり、上り框の段差を2段にしたりする工事は支給対象となるか。
- A1 式台については固定されているものは住宅改修の対象となりますが、持ち運びが可能なものは対象外となります。上がり框を2段とする工事は段差解消として住宅改修の支給対象となります。

③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

・居室においては、畳敷からフローリング材、ビニール製床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更が想定されます。

給付対象となるもの	給付対象とならないもの
○ 畳から板製床材、ビニール製床材への変更 ○ 浴室床材を滑りにくい床材に変更 ○ 屋外通路を滑りにくい舗装材に変更 ○ 階段への滑り止め材の固定設置 ○ 滑り止め材の塗布	× 老朽化や破損による床材の張替え × 浴室用滑り止めマットの設置 × 通路の新設に該当する工事

《事例》

Q1 通路面について、滑りの防止を図るための舗装材（溝をつける等）や移動の円滑化のための加工（土舗装の転圧等）は住宅改修の支給対象となるか。

A1 通路面の材料変更として、住宅改修の支給対象となります。

Q2 通路面の材料変更としては、どのような材料が考えられるか。また、この場合の路盤整備は付帯工事として支給対象となるか。

A2 例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられます。ただし、制度の性質上必要最低限の機能を満たす材料にて工事をお願いするため、デザイン目的である場合や、必要以上に高額なものと認められる場合は対象外となります。また、これらの工事に伴う路盤の整備は、付帯工事として支給対象となります。

Q3 階段にノンスリップや滑り止めゴムをつけたり、カーペットを張り付けたりする工事は支給対象となるか。

A3 いずれも支給対象となります。カーペットについては、動かないように固定してあるものに限ります。

Q4 畳からフローリングに変更する際、堀りごたつを埋める工事は支給対象となるか。

A4 床材変更の付帯工事として支給対象となります。

Q5 居室においては、畳敷から板製床材、ビニール系床材等への変更等が想定されると通知されているが、畳敷から畳敷（転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳床を使用したものなど同様の機能を有するものを含む。以下同じ。）への変更や板製床材等から畳敷への変更についても支給対象となるか。

A5 居宅要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合には、支給対象となります。

段差解消のスロープ及び通路面の材料変更は、適正化の観点から原則幅 1,200mmまでを給付対象としています。
また、破損や老朽化がないかを、事前に訪問し確認させていただく場合があります。

④ 引き戸等への扉の取替え

・開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。また、扉位置の変更等に比べて費用が低廉に抑えられる場合に限り、引き戸等の新設が対象となります。

給付対象となるもの	給付対象とならないもの
○開き戸から引き戸、折戸、吊り戸、アコーディオンカーテンへの取替え ○重い引き戸から軽い引き戸への取替え ○ドアノブの変更(玉ノブからレバー式に変更) ○戸車、レールの設置、取替え ○扉の吊り位置や向きの変更 ○扉の撤去 ○門扉の取替	×老朽化による取替え、修理 ×引き戸への変更の際に自動ドアにする際の動力関係部分 ×直接本人が使用しない扉 ×雨戸の取替え

《事例》

Q1 洗い場が狭く福祉用具が置けない等の理由で、開き戸を折戸に取替える工事は支給対象となるか。

A1 支給対象となりません。身体状況の変化が理由で開閉が容易でないという理由があれば支給対象となります。

Q2 既存の引き戸が重く、開閉が容易でないため引き戸を取り替える工事は支給対象となるか。

A2 被保険者にとって既存の引き戸が重く、開閉が容易でないという理由であれば支給対象となります。単に既存の引き戸が古くなった場合や建付けが悪くなった場合の取替え、工事等は支給対象外となります。

Q3 扉を右開きから左開きへ変更する工事は支給対象となるか。

A3 扉そのものを変えない場合でも、身体的理由があり性能が変われば、支給対象となります。このほかにも、ドアノブをレバー式に変更する場合、戸車を新設する場合なども支給対象となります。

Q4 扉の開閉が困難であるため、既存の扉をカーテンに取り替えたいが、住宅改修の対象となるか。また、その際、扉枠の撤去とカーテンレールの取り付け工事についても、住宅改修の対象となるか。

A4 被保険者の身体状況及び日常生活上の動線、住宅の状況等に基づいた理由により、カーテンに交換した場合の状況(居室等のプライバシー、室温、耐久性等)を考慮したうえでの取替えであれば、住宅改修の対象となります。また、扉枠の撤去とカーテンレールの取り付け工事についても、交換に伴う付帯工事として対象となります。(カーテンは対象外)

⑤ 洋式便器等への取替え

- ・和式便器を洋式便器に取替えや、既存の便器の位置や向きを変更する工事が対象となります。和式便器から暖房便器、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれますが、既に洋式便器である場合のこれら機能の付加は含まれません。
- ・非水洗和式便器を水洗洋式便器または簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、水洗化または簡易水洗化の費用は対象外となります。

給付対象となるもの	給付対象とならないもの
○和式便器から洋式便器(一体型として洗浄機能等が付加されたものを含む)への取替え ○取替えに伴う便器の撤去、処分費用 ○既存の便器の位置や向きの変更	×洋式便器から洋式便器への取替え ×既存の和式便器はそのまま、新規に洋式便器を設置 ×既に洋式便器が設置されている住居における、別の和式便器の洋式便器への取替え

《事例》

Q1 トイレの移設に伴い、和式便器を洋式便器に取り替える場合支給対象となるか。

A1 便器及びその設置費用のみ給付対象となります。元のトイレが残る場合は取替えでなく新設となるため給付対象外です。

Q2 傷病等により便座からの立ち上がりが困難な場合に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替えとして支給対象となるか。

- ① 洋式便器をかさ上げる工事
- ② 便座の高さが高い洋式便器に取替える場合
- ③ 補高便座を用いて座面の高さを高くする場合

A2 ① は支給対象です。

② については、既存の洋式便器が古くなったことによって新しい洋式便器に取替えるという理由であれば支給対象となりませんが、利用者に適した高さにするために取替えるという適切な理由があれば支給対象となります。

③については、住宅改修ではなく、補高便座(洋式便器の上において高さを補うもの)として特定福祉用具の支給対象となります。

⑥ その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

- ① 手すりの取り付け: 手すりの取り付けのための壁の下地補強
- ② 段差解消: 浴室の段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置
- ③ 床又は通路面の材料の変更: 床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料変更のための路盤の整備
- ④ 扉の取替え: 扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事
- ⑤ 便器の取替え: 便器の取替えに伴う給排水整備工事(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く)、便器の取替えに伴う床材の変更

3 住宅改修費の適正な利用について

- ・住宅改修は、単なるリフォーム工事ではなく、自立支援を目的とした介護保険制度の一つです。そのため、他介護保険サービスと同様、制度利用にあたっては、利用者に対して十分な説明を行ってください。
- ・住宅改修は、被保険者の心身の状況及び日常生活上の導線、住宅の状況、福祉用具の導入状況、家族構成等を総合的に勘案することが必要となります。そのため、介護支援専門員、事業者、それぞれが専門的な観点から、利用者の自立を支援するために必要な住宅改修の内容を提案してください。
- ・**限度額は一律 20 万円**であるため、利用者の身体状況の変化に合わせた追加の改修工事にも対応できるように、複数の業者から見積りを取るなどして、適正な価格で工事ができるよう努めてください。

4 住宅改修費の算定上の留意点(介護保険の解釈(単位数表編)令和元年 10 月版)

- ・住宅改修の前提として行われた設計および積算の費用は、実際に住宅改修が行われた場合に住宅改修の支給対象となります。(実際に住宅改修が行われなかった場合は支給対象とはなりません。)
- ・住宅を新築する場合は支給対象となりません。増改築の際の、廊下の拡張にあわせた手すりの取付け、便所の拡張に伴う和式便器の洋式便器への取替えは、手すりの取付けや便器の取替えの費用に限って支給対象となります。
- ・支給対象となる住宅改修と併せて支給対象外の工事を行う場合、対象部分の抽出、按分等の適切な方法で支給対象費用を算出します。
- ・被保険者が自ら材料を購入し、本人・家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費のみが支給対象となります。(購入した材料の個々の費用がわかる見積書及び領収書又は工事内訳書が必要です。**※レシートは不可**)
- ・複数の被保険者が同一住宅に居住し、同時に複数の被保険者についての住宅改修が行われた場合には、各被保険者に有意な範囲を特定し、その範囲が重複しないようにしてください。

5 住宅改修の申請に必要な書類

○は必須、●は必要に応じて

事前 申請	①介護保険居宅介護(予防)住宅 改修費支給申請書	完了 申請	⑧介護保険居宅介護(介護予防)住宅 改修完了届
	②介護保険住宅改修承諾書 ・必要に応じて ※1		⑨工事費内訳書 ※3
	③介護保険居宅介護(介護予防) 住宅改修費受領委任払(変更)申 請書兼同意書 ・必要に応じて ※2		⑩図面(平面図) ※4
	④住宅改修が必要な理由書 (ケアプラン 6-④参照)		⑪改修内容がわかる写真(日付入り)
	③ 見積書 ※3		⑫領収書の原本及びコピー
	⑥図面(平面図)※4		⑬介護保険住宅改修変更理由書 ・必要に応じて ※5
	⑦改修予定箇所の写真(日付入 り)		⑭介護保険住宅改修期限延長理由書 ・必要に応じて ※6
			⑮介護保険居宅介護(介護予防)住宅 改修完了確認届 ・必要に応じて

※1 住宅の所有者が本人以外の場合に必要です。

※2 入院中や入所中、新規申請中の場合、受領委任払いは利用できません。

※3 計算誤り等の軽微な訂正によって、書類の修正をお願いすることが多くなっています。提出する前に必ず確認して下さい。

※4 事前申請は改修予定箇所、完了申請は改修箇所を記載して下さい。

※5 工事内容に変更がある場合は、事前に健康長寿課にご連絡下さい。

※6 完了届の提出が、事前申請時の完了予定日から2カ月を超える場合に必要です。

※7 完了届の提出を工事施工業者が代行する場合に必要です

ユニットバスへの交換工事について

・ユニットバスに変更し、生活動作の改善を図る場合は、対象工事と対象外工事を適切に按分する必要があります。ユニットバス一式としての申請はできません。必ず、**介護保険対象工事を明確に分けて**、申請してください。

・事前申請には、ユニットバス導入後の様子が分かるような図や写真(カタログ等)を添付してください。また、メーカーが作成した内訳書もしくはパンフレット(品番・仕様・標準価格の記載があるもの)を添えて提出してください。

6 申請書類に関する注意点

以下の番号(④～は上記「住宅改修の申請に必要な書類」の番号に合わせています。)

④住宅改修が必要な理由書	・理由書の作成者は、適正化の観点から、原則担当ケアマネジャーまたは地域包括支援センターの職員とします。 ・担当のケアマネジャーがいない場合は、各地域包括支援センターへご相談ください。また、地域包括支援センターへ相談をした上で、他資格職(福祉住環境コーディネーター2級等)が作成することになった場合は、その経緯を書類提出時にご説明ください。 ・理由書は、本人の身体状況・介護の状況・住宅改修の必要性等を確認するための特に重要な書類となります。そのため、具体的かつ詳細な記載をお願いいたします。 ・事前申請の段階で、入院または入所している場合は、入院(入所)日及び退院(退所)予定日を記入してください。 ・理由書①の「福祉用具の利用状況と住宅改修後の想定」は、自費・レンタルにかかわらずチェックを入れてください。 ・<u>ケアプランの有無を記載し、有の場合は住宅改修に関する検討が無い場合でも、本人の身体状況や家庭状況、サービスの利用状況等を確認するためケアプランの写しを添付してください。(本人等の署名のあるもの)</u>1年以内に作成したケアプランが無い場合は「無」と記載してください。
⑤見積書及び ⑨工事費内訳書	・<u>材料費・施工費・諸経費等に分けて、個所ごとに算出します。</u> ・「スロープ設置工事一式〇〇円」という記載のみで、材料費や施工費の内容が確認できない場合は認められません。できる限り分けて記載して下さい。 ・<u>部屋毎、部位別に改修工事名称、内容(製造業者・品番・規格・形状等)数量、単位、単価を記載し、改修箇所ごとの施工費(取付工事費等)を計上してください。</u> ・図面、写真ともに通し番号(①、②等)を付けて、照合できるようにしてください。 ・<u>オーダー品</u>の場合は、設計図や図面等で、サイズや材質等を記載し、どのようなものを使用するかわかるようにしてください。 ・経費・項目の中で、申請代行費、写真代、片付け・清掃費、交通費、断熱材は給付対象外となります。また、上記以外にも対象外となる経費や項目があります。 ・自費工事と同時に行う場合は、支給対象外となる自費部分を適切に区分してください。また、諸経費等に自費工事分が含まれる場合は適切に按分してください。 ※必要な項目の記載がない等不備が認められる場合は、見積書及び工事内訳書の修正をお願いすることがあります。
⑥⑩図面(平面図)	・改修工事を行う(行った)住宅の平面図に改修(予定)箇所を記載してください。 ・図面で利用者の導線を確認しているため、「洋室」「和室」等の表記ではなく、

	「寝室」「居間」などの部屋の用途の記載をお願いします。また、屋外の工事の場合は「洗濯物干し」「駐車場」等、導線がわかるように記載してください。 ・屋外のみの工事であっても、屋内の様子は省略せずに記載してください。 ・過去に住宅改修工事を行っている場合は、改修予定箇所との導線を確認するため、必ず改修済の箇所についても記入をお願いします。（過去の改修箇所と今回の改修箇所と色を分けるなどして下さい。）
⑦改修予定箇所の写真	・改修を行う場所や位置が分かるものを添付してください。 ・段差が問題になっている場合は、設置個所のみではなく、当該障害などの周囲の状況がわかる写真も添付してください。その際、段差はスケールを当てて撮影します。 （例）トイレの入り口に段差があつて、入口に縦手すりを設置する場合 →設置個所だけでなく、入口の段差もスケールを当てて撮影する。 ・手すりの取付け位置を線で書き込むなど施行後のイメージがわかるようにしてください。 ・カメラの日付機能等を利用して、撮影日がわかるようにしてください。なお、日付機能のないカメラの場合は、黒板や紙等に日付を記入して写真に写し込むといった取り扱いをお願いします。（パソコンでの日付の加工はできません。） ・床材変更では床全体を、扉の交換では扉全体を写してください。 ※「至近距離の撮影で施工場所がわからない写真」や「ピントが合っていない写真」等は差し替えをお願いすることがあります。
⑧完了届	・介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修確認済通知書に同封します。
⑪改修内容が分かる写真	・改修を行った場所や位置が分かるように改修前の写真と同じアングルで撮影してください。 ・手すりのブラケットや踏み台の固定金具等の使用については、写真と工事費内訳書を照合しています。そのため、改修前の写真と同じアングルの写真では詳細が確認できない場合は、別途照合が行えるようにアップ等の写真を撮影します。また、長さのある手すりは、全体が鮮明に映っていない場合があるため、反対側からも撮影してください。 ・踏台設置工事等で、固定金具を内部に設置するなどで、改修後の写真において固定方法が確認できない場合は、固定していることが確認できる施行途中の写真も撮影してください。
⑫領収書	・被保険者本人名義の領収書原本の提示が必要です。名字のみや上様等、本人を特定できないものは不可とします。原本は確認後返却しますので、コピーを提出してください。 ・領収書の但し書には、必ず「介護保険住宅改修費」と記載してください。 ・受領委任払いの場合、領収日時点の負担割合により利用者負担分を領収します。（被保険者証と負担割合証の両方を確認してください。） ・工事内訳書に自費工事分が含まれる場合は、自費工事分も合わせた金額を領収してください。（金額は「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修確認済通知書」で確認してください。）

⑮ 介護保険
居宅介護
(介護予防)住宅改修
完了確認
届

・完了届の提出を工事施工業者が代行する場合、担当のケアマネジャーは、必ず住宅改修が被保険者本人の身体状況に合ったものとなっているか、また、請求内訳書、完成後の写真等関係書類一式を確認し、事前申請と相違ないことを確認してください。

7 その他の注意点とお願い

- ・事前・事後の審査が円滑に行えるように、申請時に窓口にて内容の確認をします。そのため、**書類の提出には理由書を作成した担当のケアマネジャーまたは地域包括支援センターの職員がお越しください。**なお、どうしても都合がつかず、施工業者等が申請代行(事後のみ)をする場合は、必ず申請内容を確認した上でご来庁ください。**担当ケアマネジャーが確認した確認書が必要です。**
- ・事前申請受付後、健康長寿課内で審査を行い「介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修確認済通知書」をお送りします。必ず通知の内容を確認してから、着工していただくようお願いいたします。なお、「介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修確認済通知書」は支給決定の通知ではありません。完了した工事内容により給付額が変更になる場合もあります。
- ・通知が到着する前に通知の内容についてお問い合わせをいただくことがありますが、電話ではお答えできませんのであらかじめご了承ください。また、発送状況に関する問い合わせも原則受け付けておりません。利用者の心身の状態から発送状況の確認が必要な場合は、担当のケアマネジャーがご相談ください。(施工業者からの問い合わせはご遠慮ください。)
- ・過去の住宅改修の実施状況や限度額の残高について確認した上で、事前申請をお願いいたします。なお、限度額の残高の照会を桐生市へ行う場合は、担当のケアマネジャーまたは地域包括支援センターの職員からお問合せいただきますようお願いいたします。工事施工予定業者からの問い合わせには回答できません。
- ・事前申請後に工事内容に変更が生じた場合や入院・入所となった場合は、工事前に健康長寿課へ連絡してください。連絡なしに施工した場合は、給付対象外となる場合があります。入院・入所の場合は、一旦取下げていただきます。
- ・介護給付適正化の観点から、改修工事の前後に訪問調査を実施する場合があります。調査が必要と判断された場合は健康長寿課より連絡いたしますので、ご協力をお願いします。

8 住宅改修の給付に関する問い合わせや事前相談について

介護保険給付に関する問い合わせについては、平成 30 年 12 月 5 日付で通知しているところですが、住宅改修に関する問い合わせについても同様の手順でお問合せをお願いします。

なお、「希望する工事が介護保険の給付対象となるか」というお問合せについては、被保険者の身体状況等を確認した上で回答しております。そのため、担当のケアマネジャーまたは地域包括支援センターの職員からお問い合わせくださいようお願いいたします。

【提出方法】

・質問票にて FAX、電子メールまたは窓口にてご提出ください。なお、質問票には下記資料の添付をお願いします。

(添付資料)

- 1 図面(正式なものでなくて可。ケアマネジャーが手書きしたものでも問題ありません。)または写真等の工事内容が分かるもの
- 2 身体状況や工事の必要性が記載されたもの(質問票に直接記載しても構いません)

【問い合わせを行うまでの手順】

- 1 関係法令や通知、Q & A 等を調べる
- 2 それでも解決しない場合は、管理者や他職員に確認し、事業所内で検討する。
- 3 なお解決に至らない場合は、健康長寿課に対して上記の提出方法で問い合わせを行う。その際、質問内容のみではなく、質問に対する法的根拠や見解も記載する。

【留意点】

電話や窓口でのお問合せはご遠慮ください。その場では回答できません。なお、以下の場合は除きます。

- 1 緊急を要する場合。
- 2 申請の流れや手続きの方法に関すること。
- 3 書類の作成方法に関すること。
- 4 支給限度額に関すること。
- 5 理由書の作成または作成手数料に関すること。

9 その他

本取り扱いは厚労省の通知や国の Q & A 等を参考に作成しております。今後、新たに解釈等が示された場合は、修正することもありますのでご了承ください。

【問い合わせ】

桐生市 保健福祉部 健康長寿課 介護管理給付係

MAIL kenkochoju@city.kiryu.lg.jp

TEL 0277-44-8129

FAX 0277-45-2940

2025 年 3 月